

# 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給 補助金事務マニュアル（その2）

本部・各支店（担当者間）と情報共有してください。

令和2年9月3日

# 重 要

1 申請書及び実績報告書に添付する「受取利子証明（明細）書」について、他事業の事業実施経験から、金融機関によっては、委任状に書かれている口座情報等と実際に振込に使えるデータとの齟齬があることが判明しました。

（例）

- 通帳上では「/」としているが、振込データは「.」としなければならない。
- 通帳記入内容と金融機関のシステム上のデータが違う。

など

2 データ送付にあたっては、次の点にご注意ください。

- 送付連絡を必ずすること。
- テストメールを送り、送受信を確認すること（返信メールを打ちます）。
- 受発信者のシステムによりますが、容量が大きい場合は、分割すること。（市は5メガまで）
- パスワードを設定したときは、パスワードも別メールで同時送付すること。

受取利子証明（明細）書のデータに基づき振込処理（コピー&ペースト）を行いますので、振込可能データの入念な入力・チェックをお願いします。データ受信後の修正については、対応できない場合がありますので、よろしくをお願いします。

## これまで金融機関からよくあった質問

**すみません。御質問等があったときに、ランダムに記載しておりますので、最後までお読みください。まずは、中小企業庁のQ&Aをお読みください。**

- Q 利子補給期間3年後とは  
融資実行後3年後応当日の前日となります。中小企業庁の**金融機関限り照会事例集**をお読みください。
- Q 市で対象者の照合をしますか。  
膨大な個人情報となりますので、本市信用保証協会に対象者名簿の提供をお願い

する予定はありません。

あくまでも、当事業においては、金融機関が作成・提出する申請書兼実績報告書と「受取利子証明（明細）書」に基づき支給作業を行います。

明細書の誤記入による振込不能や、対象者の申告漏れについては、市としては把握・対応できませんので、各金融機関の適切な対応をお願いします。

なお、申立書兼委任状に印と**金融機関確認欄**に確認印がないものは、書類不備（対象外⇒支給外）となりますので、ご注意ください。

\*対象者からの問い合わせがあった場合、金融機関提出書類不備とし、ご対応をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

Q 繰上げ完済等があった場合、どうしたらいいですか。

当該期間中に支払われた利子額を明細書に記入し、次回以降は削除してください。なお、他の資金への借り換えを行った場合は、利子補給の対象とはなりませんので注意してください。

Q 認定書の写しがない場合は、どうすればいいのか

あくまでも新型コロナウイルス感染症対応資金として利子補給しますので、新型コロナウイルス感染症による影響による経営状況の悪化を証する認定書の添付が必須条件となります。

Q SN4号等の適用期間は

官報や中小企業庁のHPで適宜確認してください。本部や取りまとめ店から、各支店（担当者）へ情報提供をお願いします。

なお、SN4号については、新型コロナウイルス感染症等の状況により、対応資金利子延長される可能性があります。中小企業庁のHPや官報をご覧ください。

Q 稟議等の事務処理上、申請者名（1号様式）を代表者（頭取・理事長等）以外にできないか

原則金融機関の代表者以外は認めません。ただし、例外的な措置として、代表者から金融機関職員（最低本部の部長職以上、取りまとめ店の場合の支店長）への事務委任行為があり、**委任状**（代表者・受任者の押印は必須 書式は任意）が添付されていれば、「可」とします。

なお、申立書及び委任状については、金融機関の代表者名以外は認めません。

Q 市融資制度要綱に登録されていない金融機関でも対象となるか

市融資制度要綱に登録されている金融機関以外は、対象となりません。神奈川県

等の制度もありますのでご検討ください。

- Q 利子補給額は、何時振り込まれるのか  
申し訳ございませんが、量・金額ともに不明な状態であるため、現在のところ、明確にお答えできない状況ですが、適宜に対応していく予定です。  
金融機関の明細書の精度によりますので、よろしくお願いします。
- Q 対象事業所に振込通知は出すのか  
金融機関あて、確定通知等をお出しします。対象事業所への通知は、所在地データがありませんのでいたしません。
- Q 申立書及び委任状は原本提出なのか  
口座番号等の記載内容の確認のため、金融機関確認欄（必須⇒無押印は対象外としますので、対象事業者への対応は該当金融機関でお願いします）を設けていますので、必ず原本を提出してください。金融機関確認欄に委任者が間違っって押印した場合は、訂正の上、押印欄そばに、金融機関確認印を押してください。
- Q 返済計画書について、融資システム上対応できない場合は、  
それに代わるものをお願いします。個別相談させていただきます。  
(場合によっては、理由書をいただきます。)
- Q 市で対象者を把握できるのか  
本事業実施 47 都道府県 4 市のうち、国の定めた方式と異なり、本市では該当事業者へ直接支給を行いますので、1万近い対象者の把握は困難です。  
原則、金融機関からの申請情報に基づき給付事務を行います。
- Q 申請漏れがあった場合は  
申請書受理後は変更しません。次回の申請時に、新規申請として、必要書類を添付して加えてください。  
市としては、今回の利子補給に関する融資実行情報を持っていませんので、苦情等については、各金融機関でお受けしていただくこととなります。
- Q 申立書兼委任状の金融機関確認欄は  
振込口座等を金融機関が確認したことを本市に申し立てるものであり、必須事項です。確認印がない場合は、支給できない場合があります。なお、確認印の形式は、金融機関の任意です。

必ず、確認の上、申請書に添付する「明細書」に、正確に入力し、データを送付してください。ご提出いただいた明細書データに基づき振込処理を行いますので、振込エラー等の苦情・訂正は、各金融機関にご対応をお願いします。

Q 受取利子証明（明細）書を支店ごとに提出していいか

「不可」。必ず、本部または取りまとめ店で集約（必須）してください。単に書類を取りまとめることなく、件数・金額をとりとめることが必要です。

Q SN4・5号、第6項を併用した場合、合算していいか

「不可」。契約条件・取引番号等が当然違うと考えられるため、明細書には複数行の記載が必要。なお、分割ができない場合は、ご相談ください。

Q 明細書について金融機関の独自システムで作成するため、融資実行時期など一部フォーマットを変えていいか

「可」。ただし、振込に係るデータは「不可」

Q 金融機関への事務費補助はあるのか

本市では、他の都道府県・市とは違い、事業者へ直接支給することとしており、金融機関の事務負担を本市が担うこととなりますので、事務費補助は行いません。

Q 提出方法は

申請書及び実績報告書を最初に、次に明細書番号順に事業所ごとに、各提出書類をばらけないようにして、提出してください。

Q 法人成または個人成した場合は

SN等の認定書と名称等が異なった場合は、その前後の関係が分かる書類を添付してください。

Q 金融機関のシステム上、明細書に記載できない項目があった場合は

振込関係データ等必須項目がありますので、ご相談ください。